

1 運賃を設定する路線・事業者

(1) 適用する路線及び運行事業者

	エリア名	運行事業者	システム
1	鬼崎エリア	サンレー交通（株）	SWAT Mobility Japan（株）

(2) エリア及び運行時間等

別添参考資料2「呼べるバス（鬼崎エリア）概要」のとおり。

【停留所の詳細】

別添参考資料3「呼べるバス鬼崎エリアにおける停留所の位置等」のとおり

2 呼べるバスの運賃及び割引制度

(1) 設定する運賃の種類及び額

【支払方法の定義】

支払い種別	支払方法
現金支払い	現金
キャッシュレス決済	クレジットカード、QR決済、電子マネー（交通系IC等）
	アプリケーション クレジットカード

【運賃の種類及び額、支払方法】

種 類	運 賃 額	支 払 方 法
普通旅客運賃	1乗車400円	現金又はキャッシュレス決済
回数券（20枚）	6,000円	現金又はキャッシュレス決済
10日間乗り放題券	4,000円	アプリケーション
30日間乗り放題券	6,000円	アプリケーション

※乗り放題券及び回数券は、鬼崎エリア内のみ使用可能。

※乗り放題券を購入した者は、1,000円で同居の家族1人分の同種の乗り放題券を追加できる。

※乗り放題券及び回数券については、利用開始後の払戻し不可。

2 呼べるバスの運賃及び割引制度

(2) 運賃の適用方法

【普通旅客運賃・回数券・乗り放題券（共通）】

- ・道路状況、事件、事故、災害及び急病人の発生等による遅延・運休が生じた場合や満員で利用できない場合に、代替手段を用意するものではなく、返金、補償を行うものではない。

【普通旅客運賃】

- ・普通旅客運賃は、旅客が1回乗車する場合に適用する。
- ・普通旅客運賃は、現金又はキャッシュレス決済とする。

【回数券】

- ・回数券は、旅客が1回乗車する場合に1乗車1枚で適用する。
- ・回数券は、車内で現金又はキャッシュレス決済で運転手から購入できる。
- ・回数券は、購入した年度内に鬼崎エリアでのみ使用可能。
- ・前年度に購入した回数券は失効となり、使用できない。

【乗り放題券】

- ・乗り放題券は、旅客が不定回数乗車する場合に適用する。
- ・乗り放題券は、その有効期間中乗車回数を制限しない。
- ・乗り放題券は、鬼崎エリア内のみ使用可能。
- ・乗り放題券は、アプリケーション内で支払い、降車時にアプリケーションで発行された乗り放題券の認証画面ページを提示する。※写真やスクリーンショットの画像は不可

2 呼べるバスの運賃及び割引制度

(3) 運賃の支払方法

運賃は、降車時に現金又はキャッシュレス決済により支払う。

(4) 設定する割引の種類、適用方法

割引の種類、対象者及び適用方法は以下のとおりで、割引率は10割（100%）とする。

割引の種類	対象者	適用方法
未就学児割引	小学校就学前の者。	対象者目視
障がい者割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けている者及びその人を介助するために共に乗車する者（1人まで）とする。	対象者の障害者手帳又はマイナポータル連携された「ミライロID」の提示

2 呼べるバスの運賃及び割引制度

(5) 回数券・乗り放題券の購入及び払戻しの可否

【回数券】

○回数券の購入方法

回数券は、車両内で運転手から現金又はキャッシュレス決済により購入する。

○払い戻しの可否

回数券は、払い戻し不可。

【乗り放題券】

○乗り放題券の購入方法

乗り放題券は、アプリケーション内で購入する。

○払い戻しの可否

乗り放題券は、利用開始日前のみ払い戻し可。利用開始日以降は払い戻し不可とする。

払い戻し額については、購入額の全額を払い戻し額とする。

(6) 適用年月日

令和8年12月1日（火）から

(7) その他

エリア内の乗降に際し、全て定額であることから、乗降スポットの変更などの軽微な変更が発生する場合で運賃・料金を変更しないこととするときは、運賃・料金に関する再協議を行わないで今回の協議内容を適用することができるものとする。